

みなとみらい線施設における撮影のご案内

みなとみらい線駅施設を撮影・収録等（以下「撮影等」と言います。）に利用する場合は、下記の事項について、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、撮影等を行う場所は、鉄道事業を行っている営業中の施設です。そのため、

- ・車両が頻繁に運転されていること
- ・みなとみらい線をご利用いただいている一般のお客様がいらっしゃることも

などが前提となりますので、鉄道の運行の安全性及びお客様の通行の妨げになる内容は対象外とさせていただきます。

1 撮影等の利用対象施設

横浜駅を除く各駅構内（コンコース・ホーム・出入口）

※原則として車両内及び車両を使った撮影は不可とします。

2 利用時間帯

原則として、平日の朝・タラッシュ時を除く 10:00 時から 16:00。ただし、イベント等で混雑が予想される場合はご利用できません。なお、深夜に及ぶ撮影は別途ご相談願います。

上記以外でも年末年始及び特定のお客様が集中すると見込まれる日及び時間帯は、輸送の安全確保ができないことから、申し訳ありませんが撮影をお断りさせていただきます。

3 撮影等の事前調整

あらかじめ下見を行っていただき（乗車券又は入場券の購入をお願いいたします。）撮影予定内容（スケジュールや場所等）の原案を確定してください。その際、確定した原案の内容についてわかるもの（絵コンテまたは台本等）を事前に担当者までお知らせ願います。

[注意事項]

撮影等のスケジュール・場所等について、当該現場施設と調整を行う必要があります。

そのため、撮影等が可能かどうかの事前調整の時間を考慮していただき、担当者にお知らせ願います。（調整には概ね 2 週間程度（土休日を除く）を要します）

その際「このシーンの詳細は当日決める」とか「駅構内のどこか適当な場所」という内容では、安全の確保が図れないことや、鉄道をご利用いただいている一般のお客様の支障となるため、撮影等をご遠慮させていただきます。

また、車両に向けて照明器具等（フラッシュ、ライト）を用いた撮影は、運転への影響が大きいことから一切お断りさせていただきます。

なお、ホームでの撮影は、コンコースや改札口等と比較して安全確保及び電車の定時運行確保のため事前調整に時間がかかりますので、あらかじめご承知おきください。

4 撮影等をお断りする場合

以下のような場合は、申し訳ありませんが撮影等をお断りさせていただきます。

- （１）営業中の駅構内における喫煙のシーン
- （２）暴力行為のシーン

- (3) 公の秩序及び善良な風俗に反する行為のシーン
- (4) 安全運行に支障が出る恐れのある行為（ホーム下への転落、車両接触等）のあるシーン
- (5) 駅構内やホーム等のサインに架空の表示を行い、その部分を含め撮影するシーン
- (6) 上記(1)から(4)以外においても当社がその内容を不適当と判断する行為のシーン

5 撮影許諾について

撮影の許諾にあたっては、所定の料金及び立会料がかかります。（いずれも税別です。）

なお、立会人数等については、当社で判断いたします。

- (1) 基本使用料 一日あたり 45,000 円
ただし、撮影時間が 22:00～5:00 の間となる、10,000 円を加えます。
- (2) 立会料 立会者 1 名につき 1 時間あたり 5,000 円
ただし、22:00～5:00 の撮影については、該当する時間の立会人件費に 0.5 を乗じた額を加えます。
- (3) 事務費 基本使用料と立会人件費の合計額に 10% を乗じた額
- (4) その他費用 撮影時間が終電から初電までの間に含まれる場合、照明点灯費及び夜間冷房・換気運転費を加算します。
- (5) 料金の支払いについて

原則として、当社指定口座への振込にてお支払いください。

撮影の実施後、弊社から請求書を郵送しますので、指定口座にお振込み下さい。支払い期限は、撮影日の翌月末日までとします。

6 お申込み方法

事前調整が終わりましたら、「みなとみらい線駅構内使用許可申請書」に必要事項を記載のうえ、撮影日の 10 日前（土休日を除く）までに担当者に提出願います。また、申請書には、撮影場所や配置のわかる簡単なレイアウト図を添付願います。

事務手続き終了後、撮影許可書をお渡しいたします。

7 申込先

横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課 Tel045-319-6012

8 注意事項

別添の「みなとみらい線施設における撮影について」を遵守願います。